

第23期漁調委だより（第7回）



令和8年3月5日
京都海区漁業調整委員会

《京都海区漁業調整委員会の開催結果》

1 開催期日

令和8年2月24日（火） 13:30～14:55

2 開催場所

宮津市字小田宿野 1029-3 京都府水産事務所 3階研修室

3 審議事項

(1) 京都府資源管理方針の変更について（諮問）【京都府】

京都府知事からの諮問について審議しました。この諮問は、漁業法の一部改正により資源管理方針の一部修正及び、別紙2の内容を一部変更するものです。

審議の結果、原案に異議のないことを議決、その旨を知事に答申することとなりました。

(2) 特定水産資源（くろまぐろ（小型魚））に関する京都府の留保枠の解除について（諮問）【京都府】

京都府知事からの諮問について審議しました。この諮問は、くろまぐろの小型魚について、府の漁獲実績が配分された漁獲可能量の9割以上を消化した場合、令和8年2月末日以降に留保枠を解除し、その全量を定置漁業へ配分するものです。

審議の結果、原案に異議のないことを議決、その旨を知事に答申することとなりました。

(3) 小型いかつり漁業の制限措置等について（諮問）【京都府】

京都府知事からの諮問について審議しました。この諮問は、小型いかつり漁業の制限措置等について定めるものです。

審議の結果、原案に異議のないことを議決、その旨を知事に答申することとなりました。

制限措置等の内容は以下のとおりです。

申請すべき期間： 令和8年3月9日～令和8年4月8日

許可の有効期間：【府内の漁船】 令和8年5月10日～令和13年5月9日

許可の有効期間：【府外の漁船】 令和8年5月10日～令和9年5月9日

制限装置：【府内の漁船】 下表のとおり

漁業種類	小型いかつり漁業
許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	4隻
船舶の総トン数	5トン以上30トン未満
操業区域	京都府沖合海面
漁業時期	周年
漁業を営む者の資格	京都府内に住所を有する者

制限装置：【府外(福井県)の漁船】 下表のとおり

漁業種類	小型いかつり漁業
許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	20隻
船舶の総トン数	5トン以上15トン未満
操業区域	京都府沖合海面
漁業時期	5月10日から10月15日まで
漁業を営む者の資格	福井県小型いか釣漁業者と京都府釣漁業者が締結した協定に基づく申請者

制限装置：【府外(兵庫県：但馬海区)の漁船】 下表のとおり

漁業種類	小型いかつり漁業
許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	20隻
船舶の総トン数	5トン以上10トン未満
操業区域	京都府沖合海面
漁業時期	5月10日から11月30日まで
漁業を営む者の資格	但馬海区いか釣漁業者と京都府釣漁業者が締結した協定に基づく申請者

(4) 小型機船底びき網漁業（手繰第三種漁業（とりがいけた網漁業））の制限措置等について（諮問）

京都府知事からの諮問について審議しました。この諮問は、とりがいけた網漁業の制限措置等について定めるものです。

審議の結果、原案に異議のないことを議決、その旨を知事に答申することとなりました。

制限措置等の内容は以下のとおりです。

申請すべき期間： 令和8年3月9日～令和8年4月8日

許可の有効期間：【京共第8号】 令和8年5月15日～令和13年5月14日

許可の有効期間：【京共第11号、第11・12号及び12号】

令和8年7月1日～令和13年6月30日

制限装置：下表のとおり

漁業種類	手繰第三種漁業（とりがいけた網漁業）
許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	30隻
船舶の総トン数	5トン以下
操業区域	公示のとおり

漁業時期	公示のとおり
漁業を営む者の資格	操業に関して京都府漁業協同組合の同意を得ている者

4 その他

- (1) 京都府から、令和8管理年度におけるぶりのTAC管理について報告。
- (2) 京都府から、京都府海域における知事許可漁業の許可等に関する取扱方針の一部改正について報告。

5 お知らせ

次回委員会は、令和8年3月9日（月）に開催予定

京都海区漁業調整委員会事務局（京都府水産事務所内）
〒626-0052
京都府宮津市字小田宿野 1029-3
TEL 0772-22-4438 FAX 0772-22-3289
メール kaiku-chousei@pref.kyoto.lg.jp

